

令和5年度 ICT を活用した糖尿病性腎症等重症化予防に係る保健事業 企画提案公募要領

1 目的

本事業は、国民健康保険被保険者の医療費の適正化を図るため、治療費が特に高額である人工透析を予防することを目的としている。人工透析の前段階である慢性腎臓病（CKD）のステージが中等度等である被保険者に対して保健指導を行うことで、被保険者の生活習慣の改善を図り、重症化を予防する。

2 業務内容

項目	内容
1 被保険者に対する保健指導業務	県内対象市町村の国民健康保険被保険者に対して、保健指導を行うことで、生活習慣の改善・維持を図る。
2 指導対象者の抽出及び募集	福島県が指定する実施市町村から以下の条件で抽出する。候補者へリーフレット等の案内を作成・送付し、受付を行う。
3 定着度調査	対象者への保健指導実施後、行動維持が図られているか調査を行う。

※業務の詳細は「令和5年度 ICT を活用した糖尿病性腎症等重症化予防に係る保健事業業務委託 委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照のこと。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 予算上限額

13,788,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 応募資格

次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができ、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- (2) 定款、規約等を持ち、株主総会や理事会等で団体の意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。
- (3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体等でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 共同体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。）である場合、次の①～⑤に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

①構成員が上記(1)～(5)に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

②共同体協定書等により共同体の協定書を締結している者であること。

③構成員の分担業務が、業務の内容により共同体協定書において明らかな者であること。

④一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することのないことが、共同体協定書において明らかな者であること。

⑤構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかな者であること。

6 スケジュール

・公募開始	令和5年4月12日(水)
・質問受付、参加申込期限	令和5年4月20日(木)
・企画提案書提出期限	令和5年5月2日(火)
・プレゼンテーションの実施	令和5年5月10日(水)
・審査結果の通知	令和5年5月11日(木) ※予定
・契約締結	令和5年5月12日(金) ※予定

7 手続き等

(1) 参加申込の受付

ア 提出書類

- ・参加申込書(様式1)
- ・定款、規約等の写し

イ 提出期限

令和5年4月20日(木) 17時必着

ウ 提出先

福島県保健福祉部 国民健康保険課

住所 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 (福島県庁西庁舎7階)

電話 024-521-7204

エ 提出方法

持参(平日の9～17時まで)又は郵送(書留郵便)による。

オ その他

(ア) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式2)を提出すること。

(イ) 参加資格者審査結果については、参加申込書受理後に随時通知する。

(2) 質問の受付

ア 提出期限

令和5年4月20日（木）17時必着

イ 提出方法

質問書（様式3）により、電子メールにて送付すること。また、メールの件名には「【質問】福島県 ICT を活用した糖尿病性腎症等重症化予防に係る保健事業公募」と記載すること。

電子メール kokuminkenkouhoken@pref.fukushima.lg.jp

ウ その他

(ア) 受付期間経過後の質問、指定した方法以外での質問は受け付けない。

(イ) 質問に対する回答は、参加申込者全てに対し電子メールで回答する。

(3) 企画提案書の受付

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（任意様式）

＜企画提案書に記載すべき事項＞

- ・8の審査に関する事項（3）に記載された評価項目に対応するように、企画提案書を作成すること。
- ・企画提案書の構成（項目立て等）は問わないが、評価項目と対応がとれるように作成すること。

(イ) 法人の概要がわかるパンフレット等

イ 提出期限

令和5年5月 2日（火）17時必着

ウ 提出部数

5部

エ 提出先及び提出方法

7（1）ウ及びエと同じ

8 審査に関する事項

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、県が設置する審査委員会において審査を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時及び場所

令和5年5月10日（水）

※ 時間等の詳細は、参加申込者に別途通知する。

※ Zoom ミーティングにより実施予定。

イ その他

- ・提案者が多数となった場合は、書類審査による第1次選考を実施する場合がある。
- ・時間は1者30分（プレゼンテーション15分以内。質疑、その他）の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。
- ・出席人数は1者3名以内とする。

(3) 審査基準

各者によるプレゼンテーションを受け、以下の審査基準により採点を行い、最も優れた1者を選定する。

評価項目	評価内容
本業務の理解度	本業務の基本的な考え方及び位置付けが適切に理解され、内容が適切なものであるか。
仕様書	仕様書の業務について過不足なく具体的に記載されているか。
保健指導の実施方法・内容	保健指導は、対象者の参加意欲を高め、事業終了後も生活習慣の維持ができるような方法及び内容になっているか。
対象者の募集方法	対象者の募集方法については、案内文の作成等、工夫された内容となっているか。
実施体制	本提案を実現する技術力、組織力が十分に確保されているか。
個人情報の管理	個人情報の取扱い、搬送、管理等について、保護の厳守を徹底する体制が組まれているか。
事業実績	類似業務について、他自治体等での経験を持っており、成果が期待できるか。
価格の妥当性	仕様書に基づく業務から勘定して、見積価格は適切か。
成果指標の設定	事業者の提案する成果指標は、事業の目的からみて適切か。

(4) 審査結果

審査結果については、参加申込者全てに通知する。

なお、審査の内容は公表しないこととする。

9 委託契約

県は8の審査により選定された事業者と委託契約を締結する。仕様書の内容は、企画提案された内容を基本とし、最終的には選定事業者と協議して決定する。

なお、契約事業者は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条の規定により契約保証金を納めなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

10 その他

(1) 費用負担

提案に係る費用は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案書の取扱い

- ・提出された書類は返却しないものとする。
- ・採択された企画書の著作権等は県に帰属する。
- ・提案された企画提案に関して、著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- ・参考見積額が予算上限額を超えた場合は無効とする。

(3) 次の場合は失格とする。

- ① 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合
- ② 応募書類や企画提案の内容に虚偽のあることが判明した場合
- ③ プレゼンテーションに参加しない場合